

経済産業省 令和3年度補正
廃プラスチックの資源循環高度化事業

本事業の対象事業 及び
応募にあたっての留意事項等
(公募要領重点事項)

一般社団法人日本有機資源協会

本資料は、令和3年度補正「廃プラスチックの資源循環高度化事業」に係る間接補助事業者公募要領に関して、特に重要な点に関する抜粋と補足説明資料です。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）及び協会が定める令和3年度補正廃プラスチックの資源循環高度化事業費補助金交付規程をよく理解してください。

本補助事業は、エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）による予算を財源としています。事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。

1.本事業の対象事業

2.応募にあたっての留意事項等

1.本事業の対象事業

2.応募にあたっての留意事項等

廃プラスチックの資源循環高度化事業

令和3年度補正予算案額 46.0億円

事業の内容

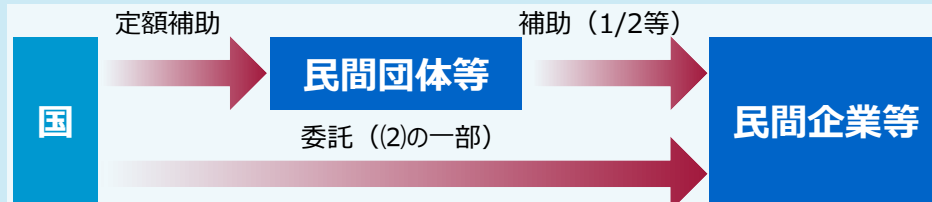
事業目的・概要

- あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行に向けた動きが世界的な潮流となりつつある中で、海洋プラスチックごみ問題を契機として、廃プラスチックの資源循環の高度化への取組が急務となっています。
- 我が国では、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」が成立し、自主的な取組を基本としつつ、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じることとしました。
- 本事業では、企業の意欲的な取組を後押しするため、廃プラスチックの資源循環の高度化に資する取組を支援することを通じて、民間企業による廃プラスチックの高度な資源循環の自律的取組への移行を実現します。

成果目標

- 2030年度までに、プラスチックの資源循環に係る施策についての2030年度のマイルストーン及び温室効果ガス削減目標の達成に貢献するとともに、サーキュラー・エコノミーのビジネスモデルの構築・横展開を実現します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

廃プラスチックの資源循環高度化事業

- (1) プラスチック使用製品の設計・製造に当たって、環境配慮設計に取り組む企業の設備投資等を支援します。

(例) プラスチック資源循環促進法のプラスチック使用製品設計指針への適合を目指して設備の導入等を行い、従来の環境配慮設計に比べて先進的なプラスチック使用製品の設計・製造を実施する。

<軽量化の例>



出展：
コカ・コーラ、
サントリー、
伊藤園

<リサイクル素材の利用例>



出展：キリン

- (2) ワンウェイプラスチックの製造・提供に当たって、ワンウェイプラスチックの使用の合理化に取り組む企業のための実証や設備投資等を支援します。

(例) ワンウェイプラスチックの薄肉化、軽量化、原材料の種類工夫等を目指して設備の導入等を行い、プラスチック資源循環促進法の判断基準に係る目標の達成に資するワンウェイプラスチックの製造・提供を実施する。

<プラ使用量削減>



<木製カトラリー>



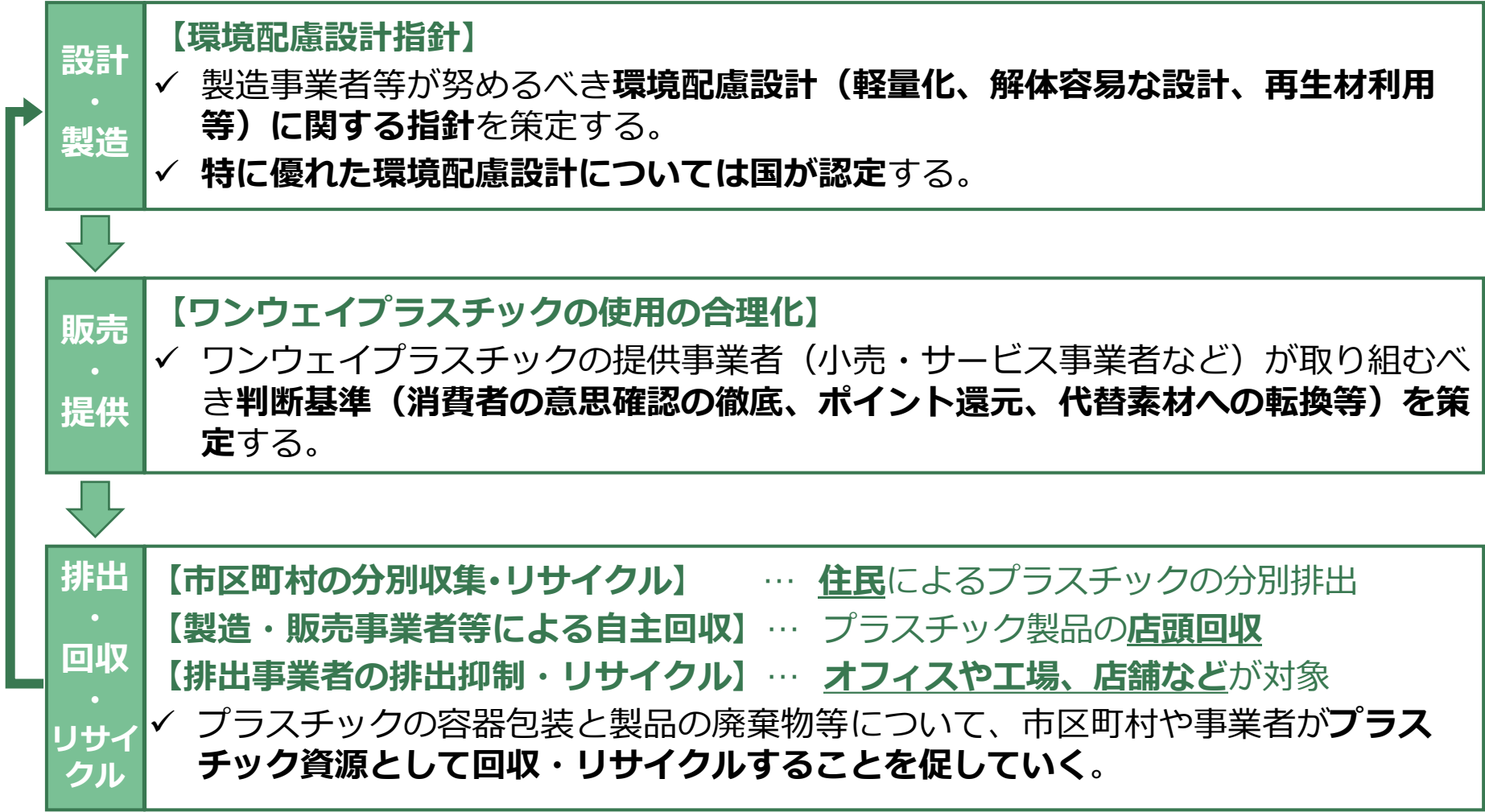
<竹製歯ブラシ>



- (3) 廃プラスチックの高度選別及び高度なリサイクル技術を実証するために必要となる設備投資等を支援します。

(例) これまでは焼却や埋立て処理をしていた廃プラスチックをリサイクルするために設備の導入等を行い、高度選別や基礎化学品へのリサイクル（ケミカルリサイクル）又は高物性再生材へのリサイクル（マテリアルリサイクル）を実施する。

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全般でプラスチック資源循環の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じる法律



(1) プラスチック使用製品の設計・製造段階に係る設備投資等への支援

- プラスチック使用製品の設計・製造に当たって、環境配慮設計に取り組む企業の設備投資等を支援します。

プラスチック使用製品設計指針



➤ 補助の対象となる事業

- 設計認定に相当する基準を示すことができる製品分野（例：ペットボトル）
※事業者が設計認定に申請することが補助金申請の前提。

▶ **ペットボトルの設計認定の基準に相当する基準**

→ 以下の①～③をすべて満たすこと

【①PETボトル自主設計ガイドライン※に基づく**基礎項目**】 → 全ての項目を満たすこと ※PETボトルリサイクル推進協議会が策定

項目	備考
PET単体	●PET主材以外の物質を添加、複合などをしていない。 ●衛生安全が確保され再利用上問題がない。
着色はしない（無着色である）	●口栓部の結晶化による白色は除く。
容易に押しつぶせる構造が望ましい	
ベースカップを使用しない	
ボトル本体への直接印刷は行わない	●賞味期限・製造所固有記号・ロット印字等の微細な表示は除く。

【②PETボトル自主行動計画2025※に基づく**軽量化項目**】 → 用途・サイズごとの「2025年度軽量化目標」を満たすこと

※PETボトルリサイクル推進協議会が策定

用途	サイズ	2004年度重量	2025年度軽量化目標	【参考】2020年度実績
耐熱	350ml	25.1g	22.6g（2004年度比 90%）	24.6g（2004年度比 98.2%）
	500ml	27.5g	25.0g（2004年度比 91%）	25.0g（2004年度比 90.9%）
	1500ml	55.7g	48.5g（2004年度比 87%）	48.5g（2004年度比 87.1%）
	2000ml	63.5g	53.4g（2004年度比 84%）	54.4g（2004年度比 85.6%）
耐圧	500ml	31.1g	22.7g（2004年度比 73%）	24.1g（2004年度比 77.6%）
	1500ml	48.3g	43.0g（2004年度比 89%）	43.4g（2004年度比 89.9%）
無菌	500ml	25.2g	18.2g（2004年度比 72%）	19.0g（2004年度比 75.0%）
	2000 1500ml	51.7g	31.0g（2004年度比 60%）	31.5g（2004年度比 60.9%）

【③**代替素材項目**】 → 右記を満たすこと 「リサイクル素材 又は バイオマス素材を使用」

(2) ワンウェイプラスチックの製造段階に係る設備投資等への支援

- ワンウェイプラスチックの製造に当たって、ワンウェイプラスチックの使用の合理化に取り組む企業のための実証や設備投資等を支援します。

➤ 補助の対象となる製品等の範囲

対象製品	納入を想定している業種
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合スーパー、百貨店 ● コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 ● ホテル、旅館 ● レストラン、喫茶店 ● フードデリバリー 等
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	<ul style="list-style-type: none"> ● ホテル、旅館 等
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合スーパー、百貨店 ● クリーニング店 等

➤ 補助の対象にならない事業の例

- 上記以外のワンウェイプラスチックを製造するための事業

(3) 廃プラスチックの排出・回収・リサイクル段階に係る設備投資等への支援

- 廃プラスチックの高度選別及び高度なリサイクル技術を実証するために必要となる設計費、設備費、工事費等を支援します。
- 従前、焼却や埋め立てをしていた廃プラスチックをリサイクルするための設備導入を行い、高度選別や基礎化学品へのリサイクル（ケミカルリサイクル）又は高物性再生材へのリサイクル（マテリアルリサイクル）する事業を対象といたします。

➤ リサイクルフローにおいて補助の対象となるプロセスの範囲



➤ 補助の対象にならない事業の例

- 高度選別のみ又はリサイクル（マテリアル、ケミカル）プロセスのみの事業
→ 事業として高度選別とリサイクルプロセスの両方を含む提案としてください。（次ページ「補足事項」参照）
- 廃プラスチックが資源として循環しない事業（例：高効率なプラスチック専焼熱回収装置）
→ 廃プラスチックがプラスチックや化学品として資源循環する事業として申請してください。

(3) 廃プラスチックの排出・回収・リサイクル段階に係る設備投資等への支援 (補足事項)

➤ 「高度選別」について

・どのような選別技術が高度か、との観点については以下を目安としてください。

- ①従前は人手によって行われていた選別作業を、AIやロボットを用いて自動化する選別技術。
- ②既存技術であってもプラスチック資源循環の促進を行うにあたっての課題を克服する選別技術（リサイクルプロセスで発火する恐れのあるリチウムイオン電池を取り除く技術、リサイクル率の低下を招く禁忌品を取り除く技術 等）。

※審査においては、審査基準に則って「高度性」を総合的に評価しますので、上記以外の選別技術でも提案は可能です。

➤ 高度選別又はリサイクルプロセスのどちらかを申請いただく場合について

・高度選別のみ又はリサイクルプロセスのみの事業は申請の対象外ですが、以下のパターン②又はパターン③のような場合は申請いただくことができます。

	高度選別	リサイクルプロセス	留意事項
パターン①	本事業で両方を申請		R5年度中に実証事業を実施していただき、事業報告書において実証の状況を報告してください。
パターン② (既存設備を利用)	既存設備を利用 本事業で申請	本事業で申請 既存設備を利用	
パターン③ (R5年度に、自社費用で高度選別又はリサイクル設備を導入)	R5年度に自社費用で導入 本事業で申請	本事業で申請 R5年度に自社費用で導入	※ 特段の事情がない限り、R5年度中に実証事業が実施できなかつた場合には、本事業における補助費用を全額返還していただきます。
パターン④	<u>高度選別のみ又はリサイクルプロセスのみ</u> を本事業で申請		<u>申請の対象外</u> です。

1. 本事業の対象事業

2. 応募にあたっての留意事項等

1. 本事業の対象事業

2. 応募にあたっての留意事項等

- ① 申請書類の作成
- ② 申請書類提出
- ③ 審査
- ④ 採択から事業開始まで
- ⑤ 事業の実施
- ⑥ 事業終了
- ⑦ 検査から支払い

スケジュール

スケジュール（見込）	申請者（間接補助事業者）	事務局（日本有機資源協会）
令和4年		
5月16日（月）	申請書類の作成	公募開始
5月26日（木）	申請書類提出	公募説明会 申請書類受領
6月16日（木）		公募締切
		書類確認／書類審査
6月20日（月）頃	ヒアリング資料作成	ヒアリング審査の案内
～6月30日（木）頃		
7月5日（火）頃	ヒアリング審査	
～7月15日（金）頃		
		採択事業の決定
7月19日（火）頃	採択事業の受領	採択事業の通知
～7月29日（金）頃		
	交付申請書の作成	
	交付申請書の提出	交付申請書の受領
	交付決定通知の受領	交付決定／決定通知
	事業開始	

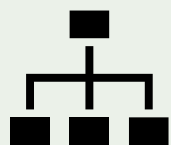
スケジュール

スケジュール（見込）	申請者（間接補助事業者）	事務局（日本有機資源協会）
令和4年 5月16日（月）	① 申請書類の作成	① 公募開始
5月26日（木）	申請書類提出	公募説明会 申請書類受領
6月16日（木）		公募締切 書類確認／書類審査
6月20日（月）頃 ～6月30日（木）頃	ヒアリング資料作成	ヒアリング審査の案内
7月5日（火）頃 ～7月15日（金）頃	ヒアリング審査	
7月19日（火）頃 ～7月29日（金）頃	採択事業の受領	採択事業の決定 採択事業の通知
	交付申請書の作成 交付申請書の提出 交付決定通知の受領	交付申請書の受領 交付決定／決定通知
	事業開始	

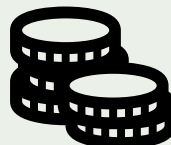
応募資格



①日本に拠点を有していること。



②本事業を的確に遂行する組織、
人員等を有していること。



③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、
資金等について十分な管理能力を有していること。



④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が
講じられている者ではないこと。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、
幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。
(ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。)

補助率	補助率	1 / 2	1 / 3
		<p>中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者</p>	<p>①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者</p> <p>②交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者</p>
			<p>上記のいずれにも該当しない事業者</p>

算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨て

消費税は補助対象経費から除外

補助上限額は定めない

補助対象経費

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
I.設計費	設計費		事業を行うために直接必要な基本設計、実施設計、工事監理に要する経費をいう。
II.設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器本体の購入並びに購入物の運搬、据付け、試運転調整に要する経費をいう。
	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、その他に要する費用をいい、請負又は委託により製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

補助対象経費

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
Ⅲ.工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省、国土交通省の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))

補助対象経費

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
Ⅲ.工事費	本工事費	(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ② 準備、後片付け整地等に要する費用、 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④ 技術管理に要する費用、 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。(間接補助事業者自身の計上は不可)
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費をいい、類似の事業を参考に決定する。(間接補助事業者自身の計上は不可)

補助対象経費

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
Ⅲ.工事費	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	調査及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量及び試験に要する経費をいう。

原則3者以上の見積りを取りよせ、適切な判断基準により選定理由を明確にすること

＜補助対象外経費の代表例＞

既存施設の撤去・移設・復旧・廃棄費、機械基礎以外の基礎工事、建屋建設に係る経費

応募書類

- ▶ 申請書（様式1）（必須）
- ▶ 提案書（様式2）（必須）
- ▶ 事業実施スケジュール
（様式2の「2. 間接補助事業の開始、完了予定日及び事業スケジュール」で別添とする場合）
- ▶ 事業収支計画及び資金調達計画が分かる資料
例えば、キャッシュフロー計算書を添付し、その計算における前提条件を記載してください。資金調達計画については、様式2の「4. 補助金見込額等」で記載した総事業費 について、資金調達計画を具体的に記載してください。
（様式2の「5. 資金計画」で別添とする場合）
- ▶ 実施体制資料図 （様式2の「7. 事業実施体制」で別添とする場合）
- ▶ 企業パンフレット等業務概要がわかる資料
（様式2の「3.（1）申請者の営む主な事業」で別添とする場合）

応募書類

- ▶ 経理状況説明書（様式2の「3.（2）申請者の財務状況」で別添とする場合）
直近1決算期の貸借対照表及び損益計算書
（応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算。）
- ▶ 様式2の「4. 補助金見込み等」の根拠書類として、導入設備等の見積書（必須）
- ▶ 様式2の「4. 補助金見込み等」の根拠書類として、リースを活用する場合、リース契約書の写し、特約又は覚書等の写し、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類
- ▶ 導入前後の比較ができる概略図及びフロー図（必須）
- ▶ 事業所内における導入設備の配置計画図（必須）
- ▶ 廃掃法に基づく施設設置の許可が必要な場合は、その許可証の写し、又は間接補助事業を完了するまでに許可を得る予定の場合は、その旨を記載した書類
- ▶ 廃掃法に基づく、一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可が必要な場合は許可証の写し、若しくは、許可を得る予定の場合は、その旨を記載した書類

スケジュール

スケジュール（見込）	申請者（間接補助事業者）	事務局（日本有機資源協会）
令和4年 5月16日（月）	申請書類の作成	公募開始
5月26日（木）		公募説明会
6月16日（木）	② 申請書類提出	申請書類受領 公募締切
6月20日（月）頃 ～6月30日（木）頃	ヒアリング資料作成	書類確認／書類審査 ヒアリング審査の案内
7月5日（火）頃 ～7月15日（金）頃	ヒアリング審査	
7月19日（火）頃 ～7月29日（金）頃	採択事業の受領	採択事業の決定 採択事業の通知
	交付申請書の作成 交付申請書の提出 交付決定通知の受領	交付申請書の受領 交付決定／決定通知
	事業開始	

募集期間 | 令和4年6月16日（木）17時まで

提出方法



jGrants

- ① 補助金申請システム「jGrants」で応募を受け付けます。
 - ▶ 申請者はgBizIDプライムアカウントが必要となります。
(アカウント作成に3週間程度要することがあります)

→詳細は後述



- ② 申請者はjGrantsの申請と並行して、申請書類一式の2冊の冊子作成の上、1冊を協会に提出（郵送）し、もう1冊は申請者にて保管してください。

スケジュール

スケジュール（見込）	申請者（間接補助事業者）	事務局（日本有機資源協会）
令和4年 5月16日（月） 5月26日（木） 6月16日（木）	申請書類の作成 申請書類提出	公募開始 公募説明会 申請書類受領 公募締切
6月20日（月）頃 ～6月30日（木）頃 7月5日（火）頃 ～7月15日（金）頃	③ ヒアリング資料作成 ヒアリング審査	書類確認／書類審査 ヒアリング審査の案内 採択事業の決定
7月19日（火）頃 ～7月29日（金）頃	採択事業の受領 交付申請書の作成 交付申請書の提出 交付決定通知の受領 事業開始	採択事業の通知 交付申請書の受領 交付決定／決定通知

審査・採択方法



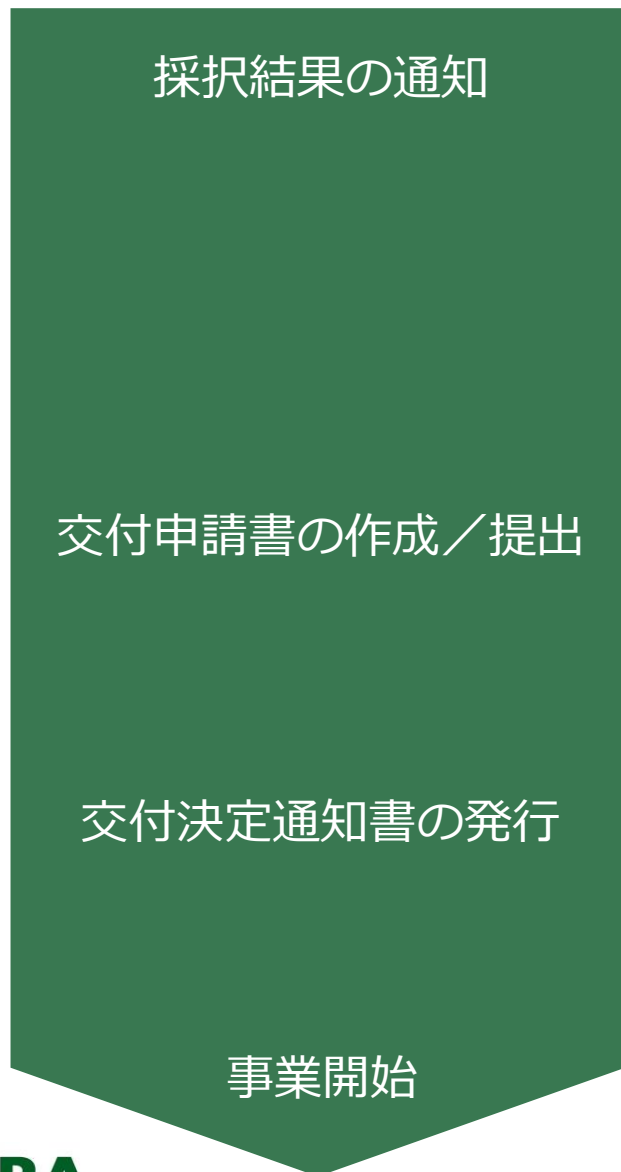
審査・採択基準

*ご提案いただいた内容を確認する目的で、プレゼン形式でヒアリングをさせていただく場合がございます。

- ① 課題の解消度
- ② CO₂排出削減及びプラスチック資源循環への貢献の見込み
- ③ 事業終了後の出口戦略
- ④ 事業の波及効果
- ⑤ 実施体制・事業計画・スケジュール
- ⑥ 経費の妥当性

スケジュール

スケジュール（見込）	申請者（間接補助事業者）	事務局（日本有機資源協会）
令和4年		
5月16日（月）	申請書類の作成	公募開始
5月26日（木）	申請書類提出	公募説明会 申請書類受領
6月16日（木）		公募締切
		書類確認／書類審査
6月20日（月）頃	ヒアリング資料作成	ヒアリング審査の案内
～6月30日（木）頃		
7月5日（火）頃	ヒアリング審査	
～7月15日（金）頃		
		採択事業の決定
7月19日（火）頃	④ 採択事業の受領	採択事業の通知
～7月29日（金）頃	交付申請書の作成	
	交付申請書の提出	交付申請書の受領
	交付決定通知の受領	交付決定／決定通知
	事業開始	



通知		
公表	経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry	JORA 一般社団法人 日本有機資源協会
提出		交付申請の際、協会との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある
発行		交付決定前に発注等を行った場合、補助対象とはならないため注意

スケジュール

スケジュール（見込）	申請者（間接補助事業者）	事務局（日本有機資源協会）
令和4年 5月16日（月）	申請書類の作成	公募開始
5月26日（木）	申請書類提出	公募説明会 申請書類受領
6月16日（木）		公募締切 書類確認／書類審査
6月20日（月）頃 ～6月30日（木）頃	ヒアリング資料作成	ヒアリング審査の案内
7月5日（火）頃 ～7月15日（金）頃	ヒアリング審査	
7月19日（火）頃 ～7月29日（金）頃	採択事業の受領	採択事業の決定 採択事業の通知
	交付申請書の作成 交付申請書の提出 交付決定通知の受領	交付申請書の受領 交付決定／決定通知
	⑤～⑦ 事業開始	

事業実施期間

交付決定日～令和5年2月28日

進捗状況確認

間接補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認します

その他の注意点

具体的経理処理等については、「補助事業事務処理マニュアル（ver.R3.1）」を参照すること

〔 但し、補助対象経費：Ⅲ.工事費 本工事費（間接工事費）一般管理費については、
「委託事業事務処理マニュアル（ver.R3.1）」を参照 〕

実績報告書の提出

▶ 実績報告書の提出時における実施体制把握

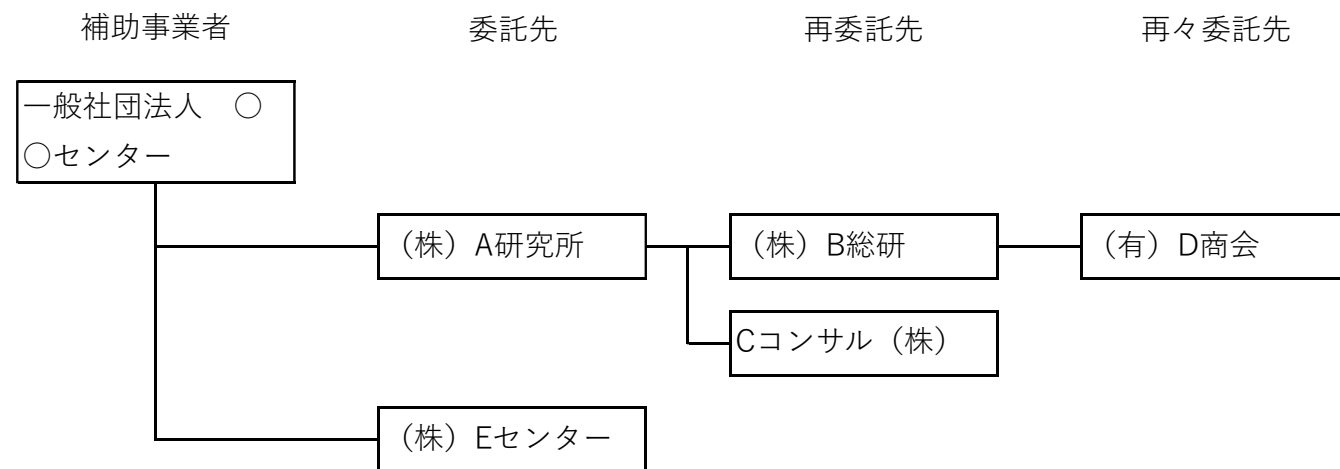
事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引）の事業者名、間接補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料を添付する

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
(株) A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
(株) B総研	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
(有) D商会	再々委託先（(株) B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
(株) Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



実績報告書の提出

確定検査

補助金の支払い

事業報告書の提出

実績報告書に基づき現地調査を行い、支払額を確定する

- ▶ 交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用
- ▶ 帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要（事務処理マニュアルを参照）
- ▶ 支出額及び内容について適切でないと判断した経費については対象外となる可能性がある

基本、事業終了後、交付すべき補助金の額を確定した後の精算払い

本事業終了後、3年間事業報告書を提出（交付規程 第24条）



- ▶ 以上、公募要領重点事項のご説明でした。
ここまでの内容でご質問をお受けいたします。

本項の内容

1. 本事業の対象事業
2. 応募にあたっての留意事項等
 - ① 申請書類の作成
 - ② 申請書類提出
 - ③ 審査
 - ④ 採択から事業開始まで
 - ⑤ 事業の実施
 - ⑥ 事業終了
 - ⑦ 検査から支払い

お問い合わせ先

一般社団法人日本有機資源協会

〒104-0033

東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館401号室

TEL: 03-3297-5618

E-mail: pla-kodoka@jora.jp

事務局：牛木、十川